

『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』について



条例制定の必要性と背景

① 部落差別の現状

部落差別は様々な取組により解決へと向かっているものの、今もなお個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが発生している。

② 『部落差別の解消の推進に関する法律』の制定(H28.12.16施行)

今もなお部落差別が発生していることを明記され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指して制定された。

県部落差別の解消の推進に関する条例

施行日：令和2年3月24日

目的 部落差別のない社会を実現

基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害
- 行政、県民、事業者、関係機関等が
一体となって取り組む



次の項目を規定

- 部落差別の禁止
- 県の責務
- 県民及び事業者の責務

国や他府県にはない本条例の特色

- ① 部落差別は基本的人権の侵害であることを明示
- ② 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組むこと
- ③ インターネットを利用したの部落差別、結婚や就職の際の身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別を行ってはならないことを明示
- ④ 事業者に対して、従業員への人権意識の高揚等の取組を求めていること

目的（第1条） / 基本理念（第2条）

目的

「日本国憲法」
「部落差別の解消の推進に関する法律」
「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」の理念に則り、
部落差別のない社会を実現

基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害
- 行政、県民、事業者、関係機関等が
一体となって部落差別の解消に取り組む

部落差別の禁止（第3条）

- インターネットを利用した部落差別
を行ってはならない
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による
部落差別を行ってはならない
- その他あらゆる行為による部落差別
を行ってはならない

県の責務 (第4条)

- 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携し、部落差別の解消のための施策を実施

→ 第7～10条で規定

- 市町村、県民、事業者、関係機関等
の取組を支援

県民・事業者の責務 (第5・6条)

【県民】

- 行政が実施する講演会や研修会、
啓発活動への参加

【事業者】

- 行政が実施する講演会や研修会、
啓発活動への参加
- 自社の従業員の人権意識の高揚を
図るための研修

部落差別の解消のための取組 (第7～10条)

部落差別への対応

- 部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないよう指導
- 指導に従わない場合は、勧告

教育及び啓発

- 部落差別に関する理解と認識を深めるための
研修会や講演会などの実施

相談体制の充実

- 部落差別に関する相談への対応
- 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

実態把握

- インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握
差別書き込みの削除要請

部落差別への対応 (第7条)

■ 市町村と連携

■ 部落差別の状況把握

■ 部落差別を行った人に対する説示等

- 部落差別は許されないものであること
- 部落差別を行わないように指導すること

従わない場合

勧告

教育及び啓発（第8条）

■ 部落差別に関する理解と認識を 深めるための講演会や研修会などの実施



同和運動推進月間
特別講演会（R1.11.14）



街頭啓発（R1.11.1）

相談体制の充実（第9条）

■ 部落差別に関する相談への対応

- （公財）和歌山県人権啓発センター
 - ・人権ホットライン【電話相談】
TEL：073-421-7830（ナヤミゼロ）
 - ・法律相談 第2・4木曜日（事前予約）
TEL：073-435-5420
- 県人権政策課
TEL：073-441-2563
※各振興局総務県民課でも実施

■ 相談担当者の資質向上を 図るための取組を実施

実態把握（第10条）

- 部落差別解消推進法に基づき
国が実施する調査への協力
- 部落差別の解消のための施策の展開に
必要な調査の実施

- インターネット上の部落差別に
関する書き込みの把握
差別書き込みの削除要請
- 人権に関する意識調査